

大泉町老朽危険空家除却支援事業の実施について

大泉町老朽危険空家除却支援事業補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

1 交付目的

町内にある老朽危険空家の除却を行う者に対し、その除却に係る費用の一部を補助することにより、老朽化して倒壊などのおそれのある空家の除却を促進し、もって地域の住環境の向上を図ることを目的とします。

2 内容

補助対象空家	<p>町内に存する老朽危険空家であって、次のいずれにも該当するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none">1 倒壊等により近隣住民等に悪影響を及ぼすおそれがあること。2 居住の用に供する部分の面積が延べ床面積の2分の1以上であること。3 公共事業等による移転又は建替えの補償の対象でないこと。4 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していないこと。 <p>※ 「老朽危険空家」とは、次に掲げる要件を満たす空家をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none">1 住宅地区改良法に規定する不良住宅であること。2 住宅地区改良法施行規則第1条各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める同規則の別表の一の部から三の部まで及び六の部の(二)の項の評点の合計が、町長の行う現地調査により100点以上であること。 <p>※ 「空家」とは、1年以上使用されておらず、かつ、今後も居住の用に供される見込みのない住宅をいいます。</p>
補助対象者	<ol style="list-style-type: none">1 次のいずれかに該当する個人とします。<ol style="list-style-type: none">(1) 除却しようとする補助対象空家の登記事項証明書(未登記の場合は、固定資産課税台帳(空家補充課税台帳))に所有者として登録されている者(2) (1)に規定する者が死亡している場合は、その法定相続人(3) (1)又は(2)に準ずる者として町長が適当と認める者2 1にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、補助対象者としません。

	<p>(1) 補助対象空家が共有名義である場合であって、当該補助対象空家を除却することについて、共有名義人の全員の同意が得られないとき。</p> <p>(2) 補助対象空家の所有者が死亡しており、かつ、法定相続人が複数ある場合であって、当該補助対象空家を除却することについて、法定相続人の全員の同意が得られないとき。</p> <p>(3) 補助対象空家の所有者と当該補助対象空家が存する土地の所有者が異なる場合であって、当該補助対象空家を除却することについて、当該土地の所有者の全員の同意が得られないとき。</p> <p>(4) 補助対象空家について所有権以外の権利が設定されている場合であって、当該補助対象空家を除却することについて、所有権以外の権利を有する者の全員の同意が得られないとき。</p> <p>(5) 町税を滞納しているとき。</p> <p>(6) 過去に当該補助対象空家と同一の敷地内にある老朽危険空家について、この要項による補助金の交付を受けて除却したことがあるとき。</p>
補助対象事業	<p>1 次のいずれかに掲げる法人又は個人であって町内に事業所を有するものに発注して行う補助対象空家の除却工事とします。</p> <p>(1) 建設業法に規定する土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る許可を受けた者</p> <p>(2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による登録を受けた者</p> <p>2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する工事は、補助対象事業としません。</p> <p>(1) 補助事業の認定を受ける前に着工した工事</p> <p>(2) 他の制度による補助金の交付を受けようとする工事</p> <p>(3) 補助対象空家の一部のみを除却しようとする工事</p> <p>(4) 上記に掲げるもののほか、町長が不相当と認める工事</p> <p>※ 除却工事は、補助対象事業の認定を受けた日の属する年度の2月末までに完了しなければなりません。</p>
補助対象経費	<p>補助対象空家の除却工事に要した費用（家財道具、塀、門扉、浄化槽、物置、機械、車両等の除却工事に要した費用を除きます。）の額又は補助対象空家の延べ床面積に次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を乗じて得た額のいずれか少ない額とします。</p> <p>1 木造 当該年度の国の住宅局所管事業に係る標準建設費等の通知における、木造の1平方メートル当たりの除却工事費の額</p>

	2 非木造 当該年度の国の住宅局所管事業に係る標準建設費等の通知における、非木造の1平方メートル当たりの除却工事費の額
交付金額	補助対象経費の5分の4以内の額で、50万円を限度とします。 ※ 交付金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。
事前協議	この要項による補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ町長と協議するものとします。

3 交付手続

認定申請の方法	<p>補助対象事業を行おうとする者は、除却工事に着手する前に、大泉町老朽危険空家除却支援事業認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて申請してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 除却工事实施（変更）計画書（様式第2号） 2 除却工事の見積書の写し（内訳明細書を含む。） 3 補助対象空家の平面図（延べ床面積を確認することができるものに限ります。） 4 補助対象空家の状況を確認することができる写真 5 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、大泉町老朽危険空家除却工事施工同意書（様式第3号） <ol style="list-style-type: none"> (1) 補助対象空家が共有名義である場合 (2) 補助対象空家の所有者が死亡している場合であって、法定相続人が複数あるとき。 (3) 補助対象空家の所有者と当該補助対象空家が存する土地の所有者が異なる場合 (4) 補助対象空家について所有権以外の権利が設定されている場合 6 紛争等が生じた場合の誓約書（様式第4号） 7 その他町長が必要と認める書類 <p>※ 6の誓約書は、5の(1)から(4)までに該当する場合であって、町長が適当と認める理由により同意書が取得できないときに、提出してください。</p>
補助対象事業認定の時期等	提出された申請書類の審査を行い、認定の可否を決定し、大泉町老朽危険空家除却支援事業認定（申請却下）通知書（様式第5号）により通知します。
認定事業の変更の方法	<p>認定を受けた事業の変更をしようとする場合は、遅滞なくその旨を大泉町老朽危険空家除却支援事業認定内容変更申請書（様式第6号）及び除却工事实施（変更）計画書に当該変更しようとする内容を確認することができる書類を添えて申請してください。</p> <p>ただし、軽微な変更についてはこの限りではありません</p>

	せん。
変更の承認時期等	提出された申請書類の審査を行い、認定の可否を決定し、大泉町老朽危険空家除却支援事業認定内容変更承認（不承認）通知書（様式第7号）により通知します。
認定事業の取下げ	認定を受けた事業を中止しようとするときは、大泉町老朽危険空家除却支援事業中止届出書（様式第8号）を提出しなければなりません。
実績報告書等の提出	<p>補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の認定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、大泉町老朽危険空家除却支援事業実績報告書（様式第9号）及び大泉町老朽危険空家除却支援事業補助金交付申請書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて申請してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事請負契約書の写し 2 請求書又は領収書の写し（除却工事の施工者が発行したものに限りません。） 3 除却工事の施工前及び施工後の状況並びに除却工事の内容を確認することができる写真 4 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事に該当する場合は、同法の規定による届出の写し 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し 6 代理受領に係る委任状（除却工事を行った事業者が補助金の受領を委任するときに限る。）（様式第11号） 7 その他町長が必要と認める書類
補助金の交付の決定	提出された申請書類の審査を行い、適当であると認めるときは、大泉町老朽危険空家除却支援事業補助金交付決定通知書（様式第12号）により、通知し、補助金を交付します。
補助金の交付時期等	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助認定者は、補助金の交付決定を受けたときは、大泉町老朽危険空家除却支援事業補助金交付請求書（様式第13号）により、補助金の交付を請求するものとします。 2 補助金交付請求書請求があったときは、当該請求を受理した日から起算して30日以内に交付します。
補助金の返還等	補助認定者が次のいずれかに該当したときは、大泉町老朽危険空家除却支援事業補助金認定取消通知書（様式第14号）により補助事業の認定を取り消しま

	<p>す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 偽りその他不正な手段により補助認定者となったとき又は補助金の交付を受けたとき若しくは受けようとしたとき。 2 補助事業の認定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき。 <p>また、既に補助金を交付しているときは、大泉町老朽危険空家除却支援事業補助金返還請求書（様式第15号）により通知します。この通知を受けた者は、指定した期限までに、その全部または一部を返還しなければなりません。</p>
立入調査等	<p>町長は、この要項による補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、この要項による補助金の交付を受けようとする者に対し、報告又は立入調査の協力を求めることができます。</p>
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象者は、大泉町補助金等に関する規則及びこの要項に記載の事項を遵守しなければなりません。 2 補助金の交付を受けて補助対象空家を除却した者は、繁茂する雑草、枯れ草、投棄された廃棄物を放置して周辺的生活環境を損なうことのないよう跡地を適切に管理してください。 3 補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る関係書類を備え、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管してください。

4 各種様式

申請書等の様式	<ol style="list-style-type: none"> 1 大泉町老朽危険空家除却支援事業認定申請書（様式第1号） 2 除却工事実施（変更）計画書（様式第2号） 3 大泉町老朽危険空家除却工事施工同意書（様式第3号） 4 紛争等が生じた場合の誓約書（様式第4号） 5 大泉町老朽危険空家除却支援事業認定内容変更申請書（様式第6号） 6 大泉町老朽危険空家除却支援事業中止届出書（様式第8号） 7 大泉町老朽危険空家除却支援事業実績報告書（様式第9号） 8 大泉町老朽危険空家除却支援事業補助金交付申請書（様式第10号） 9 代理受領に係る委任状（様式第11号） 10 大泉町老朽危険空家除却支援事業補助金交付請求書（様式第13条）
---------	--

※ 参考

- 1 大泉町老朽危険空家除却支援事業認定（申請却下）通知書（様式第5号）
- 2 大泉町老朽危険空家除却支援事業認定内容変更承認（不承認）通知書（様式第7号）
- 3 大泉町老朽危険空家除却支援事業補助金交付決定通知書（様式第12号）
- 4 大泉町老朽危険空家除却支援事業認定取消通知書（様式第14号）
- 5 大泉町老朽危険空家除却支援事業補助金返還請求書（様式第15号）

5 事業期間

期 間	令和3年8月1日から
-----	------------

6 担当部署

大泉町都市整備課	電話 0276（63）3111
----------	-----------------